

## グループホーム利用の手続の流れ

- 利用資格
- ・認知症状がみられ、医師より認知症の病名を診断され、身の回りの世話や見守りを必要としますが、共同生活を送ることに支障のない方で、要支援2、要介護1～要介護5に該当する人
  - ・常時医療機関で治療する必要が無い人で、定期的に主治医により健康管理をされる人
  - ・身元引受人を立てることができる人（2名）
- 入居希望
- グループホームへ直接連絡を頂くか、担当の介護支援専門員を通じて事前相談を申し入れる
- 入居相談
- 施設見学やパンフレット等により、利用内容を確認する
- 利用申込
- 申込に必要な下記書類を準備し、グループホームに直接申し込む  
必要書類：①入居申込書②介護保険証の写し③入居希望者受付簿
- 訪問面接
- グループホームの職員が利用対象者の居宅等に出向き、生活状況をお伺いします  
(お伺いする内容)
- ①生活状況、生活習慣
  - ②受診状況（服薬状況も含む）
  - ③共同生活への支障の有無
  - ④家族状況
- 入居判定
- ・訪問面接後、所定の健康診断書を提出していただく
  - ・後日入居の可否のお知らせ及び入居日等の調整を行います
- 入居
- グループホーム利用契約を締結し、入居生活を開始します  
(手続等)
- ①契約書締結
  - ②重要事項説明
  - ③情報公開項目の説明
  - ④入居一時金の受領
  - ⑤預り金等の預かり書交付

※入居後は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場となる様、主治医、ご家族、事業所がそれぞれの立場で相互協力していただきます。